

### 3-6 役員報酬の支給に関する規程

制定 令和7年3月5日  
一部改正 令和7年2月26日

#### 渋民振興会役員報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会役員の報酬の支給に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会則第6条に定める役員に適用する。

(報酬の額)

第3条 役員の報酬の額は、会計年度ごとに別表のとおりとする。

(支払方法)

第4条 役員の報酬の支給日は3月とする。

(月割計算)

第5条 1年の中途において役員となった者の報酬は、その日の属する月の翌月分から月割りにより計算した額を支給する。ただし、役員となった日が月の初日である場合は、その月分から支給する。

2 1年の中途で役員で無くなったときは、前項の例によりその属する日まで月割りで支給する。

3 役員報酬を月割りによって計算するときは、年額報酬を12で除し、月割計算に係る月数を乗じて計算する。ただし年額報酬を12で除した額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

| 役職名 | 報酬額     | 備考 |
|-----|---------|----|
| 会 長 | 50,000円 | 年額 |
| 副会長 | 30,000円 | 年額 |
| 理 事 | 15,000円 | 年額 |
| 監 事 | 5,000円  | 年額 |